

VI 調査・研究

1 子どもの貧困に関する実態の把握

本県の子どもの貧困の実態について把握するため、令和元年度に「子どもの生活実態調査」を行いました。調査結果から判明した、生活困窮の状況、子どもの自己肯定感に関する事など、子どもの貧困の実態について、本県の子どもの貧困対策に関する施策の効果や、評価指標の状況を把握するためにも、今後その推移を確認する必要があります。

子どもの貧困に関する実態調査については、国が全国的な実施に向けた検討を行うこととされていることから、国の動向を注視し、今後の本県の実態把握の方法について、検討していきます。

2 子どもの貧困対策に関する調査・研究、市町村への情報提供

本県の子どもの貧困対策の企画・立案に資するよう、国による調査研究の成果や、先進施策の事例について調査、研究を行います。

また、改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律において、市町村における子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことを踏まえ、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、市町村に対し、本県の子どもの貧困に関する実態や、国の地域子供の未来応援交付金の活用についての情報提供など、計画策定や対策の推進に向けた支援に取り組みます。

VII 推進体制

子どもの貧困については、その背景が極めて多様であり、対策を効果的に推進するために、教育分野、福祉分野等の多様な関係者と連携・協力していきます。

県庁内においては、子どもの貧困に関する施策を実施する関係部局を構成員とした連絡会議において、各部局の施策の実施状況に関する情報共有や効果的な取組についての検討を行います。

また、千葉県社会福祉審議会低所得階層福祉専門分科会において、子どもの貧困に関する指標の状況や施策の実施状況、対策の効果等を検証・評価し、施策の見直しや改善に努めます。